

長野県内で地上設置型の太陽光発電施設を設置されている皆様へ、  
大切なお知らせです。

# 長野県地域と調和した太陽光 発電事業の推進に関する条例 が制定されました。

◆令和6年3月31日現在、長野県内に太陽光発電施設(※1)を設置している場合(※2)は、令和6年9月30日までに知事への届出が必要になります。

(一部の市町村の区域を除く。)

◆事業者(設置者)や施設について所要の変更があった場合、知事への届出又は知事の許可が必要となる場合があります。(一部の市町村の区域を除く。)

※1 出力10kW以上の太陽光発電施設(建築物の屋根、屋上等に設置されるものを除く。)

※2 令和6年3月31日までに工事に着手している場合を含みます。

※3 一部の市町村の区域では、本条例の適用がないため、手続きが不要です。(P.7参照)

## 条例制定の背景・目的

FIT制度(固定価格買取制度)の創設以降、太陽光発電の高いポテンシャルを有する長野県では、太陽光発電施設の設置が急速に広がりましたが、一方で、地上設置型の施設については災害の誘発、地域の景観・環境に及ぼす影響等に対する懸念から地域の住民等とトラブルになるケースも発生しています。

このため、2050ゼロカーボンの実現に向けて、地域環境の保全及び県民の安全を確保し、地域と調和した太陽光発電事業の推進を図るため、本条例を制定しました。



# 条例のポイント



## 01 対象となる施設

長野県内に設置されている**出力10kW以上**の地上型の太陽光発電施設

- ・建築物の屋根、屋上等に設置されるものは対象となりません。

## 02 本条例の適用のない市町村の区域

- ・既に市町村において地上設置型の太陽光発電施設の適正化のための条例を施行している場合は、当該市町村の区域においては、本条例の全部又は一部が適用されず、本条例に基づく手続が不要となる場合があります。
- ・また、市町村において条例や要綱・ガイドラインを定め、一定の手続等を求めている場合がありますので、必ず確認してください。



## 03 特定区域

特定区域内の施設の増設などの改変に当たっては、**知事の許可が必要となる場合**があります。

### 特定区域

- ・森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている私有林の区域
- ・地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- ・長野県砂防指定地管理条例第2条第1項に規定する砂防指定地

※特定区域外の施設の改変に当たっては、**知事への事前届出**が必要となる場合があります。

## 04 環境配慮区域

特定区域内かつ環境配慮区域で、50kW以上の事業の改変を行う場合、事前に事業による影響の整理、環境保全策の検討が必要となる場合があります。

### 環境配慮区域

※R6.4.1現在、県内に現存する区域を記載

- ・国有林、地域森林計画対象私有林
- ・国立公園、国定公園、長野県立自然公園
- ・長野県自然環境保全地域
- ・水道水源保全地区
- ・希少野生動植物の生息地等保護区
- ・郷土環境保全地域
- ・水資源保全地域
- ・鳥獣保護区

# 05 必要となる手続き

## ① 既存太陽光発電施設届出書の提出

- ◆ 令和6年3月31日までに、県内に太陽光発電施設(※1)を設置している場合(※2)は、**令和6年9月30日までに知事への届出が必要**になります。  
(一部の市町村の区域を除く。)

※1 出力10kW以上の太陽光発電施設(建築物の屋根、屋上等に設置されるものを除く。)

※2 令和6年3月31日までに工事に着手している場合を含みます。

### 【主な届出内容】

事業者名・連絡先、設置場所、出力、  
運転開始(予定)年月日、  
事業の終了(施設の撤去)予定日  
維持管理計画と状況の公表方法 など



## ② 標識の掲示【全ての事業】

- ◆ 特定区域内・外にかかわらず既存太陽光発電施設を設置している場合は、**令和6年9月30日までに標識を掲示**しなければなりません。
- ◆ 標識の規格及び標識に記載すべき事項については、次のとおりです。  
(FIT法に基づく標識を設置している場合は対応不要です。)

【記載項目】 発電事業者名・住所、設備ID(FIT認定を受けている場合)、  
設備所在地、発電出力、運転開始年月日、保守点検責任者名、  
連絡先(発電事業者又は保守点検者のいずれか)

## ③ 維持管理計画の策定・公表【全ての事業】

- ◆ 太陽光発電施設及び事業区域を適切に維持管理するため、**令和6年9月30日までに維持管理計画を作成**し、太陽光発電施設を撤去するまで適切に維持管理する必要があります。
- ◆ 維持管理計画は、条例第19条第2項各号に掲げる基準に適合したものでなければなりません。(維持管理計画が作成されるまでの間は、基準に従い、既存太陽光発電施設等を維持管理しなければなりません。)

### 【条例第19条第2項】

- (1) 太陽光発電施設等は、土砂災害等の発生の防止のため及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないようにするため、安全かつ良好な状態が維持されていること。
- (2) 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合には、太陽光発電施設の損壊の防止のため又は周辺地域の環境の保全に支障が生じないようにするために必要な措置が速やかに講じられること。
- (3) 事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合には、当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が速やかに講じられること。

### ③ 維持管理計画の策定・公表（続き）

- ◆策定した維持管理計画（変更したときは変更後の計画）及び維持管理の状況について、インターネットでの公表、標識への掲示など、容易に確認できる方法により公表しなければなりません。

#### 【維持管理計画において記載する項目】

- ・維持管理の基本的事項  
事業者名、保守点検責任者、損害保険の加入状況、施設を撤去する際の対応 など
- ・維持管理の実施体制
- ・維持管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度
- ・太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合の施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じないための措置 など

### ④ 届出事項に変更があった場合の届出

- ◆既存太陽光発電施設について、変更許可が必要な場合（⑤参照）を除き、届出した事項に変更があったときは、**あらかじめ知事への届出が必要**となります。
- ◆ただし、規則で定める軽微な変更については、**変更後、遅滞なく、その内容に関する知事への届出が必要**になります。

#### 【軽微な変更】

事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更、事業の内容及び実施予定期間の変更、機能を維持するための変更（※部品の修理で発電出力の変更を伴うもの）

- ◆特定区域外に設置されている既存太陽光発電施設について、届出の内容を変更しようとする場合、近隣住民の安全を確保するため、知事は土砂災害等の発生の防止のために必要な措置を命じる場合があります。

### ⑤ 特定区域内での事業で、事業内容に変更があった場合の許可申請書の提出

- ◆特定区域に設置されている既存太陽光発電施設について、発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、**あらかじめ、知事の許可を受けなければなりません。**

#### 【許可を要する変更事項】

設置の場所、事業区域の位置及び面積、発電出力、設置に関する計画、施設の構造

- ◆ただし、条例の施行日（令和6年4月1日）前に変更に係る工事に着手した場合にあっては、知事の許可を受ける必要はありません。



## ⑥ 変更許可申請に当たり必要となる手続（特定区域内事業）

◆特定区域に設置されている既存太陽光発電施設の変更の許可申請に当たっては、施設の新設時に準じた手続が必要となる場合があります。

- ・景観保全措置の検討（第7条）
- ・環境保全措置の検討（第8条） ※環境配慮区域内の50kW以上の事業の場合
- ・事業基本計画書の提出等（第9条）
- ・事業基本計画説明会の開催（第10条）
- ・事業基本計画説明会に係る書面の作成（第11条）
- ・事業基本計画書に対する住民等からの意見や関係市町村長からの意見への回答（第12条・第13条）

## ⑦ 損壊等の報告

◆事故又は土砂災害等により施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、**速やかに復旧等の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告**しなければなりません。

【報告先】

長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室再生可能エネルギー係

## ⑧ 事業の承継の届出

◆太陽光発電事業の全部の譲渡があったときや、事業者について相続、合併・分割があったときなど、事業を承継した場合は、知事への届出が必要となります。

## ⑨ 撤去の届出

◆太陽光発電施設を撤去しようとするときは、撤去を行う30日以上前に、知事への届出が必要となります。

撤去に当たっては、維持管理計画に沿ってリサイクルや原状回復など適切な処理が必要となります。



- ◆条例が遵守されない場合には、指導・助言等の手続きを経て許可の取消し、事業者名等の公表及び過料の徴収等の罰則が適用されます。
- ◆この場合、経済産業大臣への報告により、再エネ特措法（FIT法）による事業計画認定が取消しになる可能性があります。
- ◆また、県内において太陽光発電事業に関する法律・条例等に違反又は処分を受けた者など、不正な行為をするおそれがある事業者の許可申請について、欠格期間が設定されます。



# 【本条例の全部又は一部の適用のない市町村】

市町村名	県条例の適用	県条例の手続
小諸市	一部適用	令和5年6月30日以前(市の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める <b>手続が必要</b> となります。
小海町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
北相木村	原則全部適用	県の条例で定める <b>手続が必要</b> となります。ただし、北相木村太陽光発電設備の設置等に関する条例(令和5年北相木村条例第18号)第8条に規定する禁止区域に係る太陽光発電施設(既存太陽光発電施設を除く。)を除きます。
上田市	一部適用	次のいずれかに該当する事業について県の条例で定める <b>手続が必要</b> となります。 ①平成27年9月30日以前に設置の工事に着手した事業 ②平成27年10月1日以降に設置の工事に着手した(する)事業で、事業区域1,000㎡以上かつ発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備の設置に係る <b>事業以外のもの</b> ※事業区域1,000㎡以上かつ発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備の設置に係る事業は上田市の条例で定める <b>手続が必要</b> となります。
青木村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
諏訪市	一部適用	令和4年6月30日以前(市の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業(区域を問わない。)と令和6年4月1日以降に <b>特定区域</b> で設置の工事に着手する新規事業については、県の条例で定める <b>手続が必要</b> となります。
茅野市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
富士見町	一部適用	令和元年9月30日以前(町の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める <b>手続が必要</b> となります。
原村	適用なし	令和元年9月30日以前(村の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める <b>手続が必要</b> となります。
伊那市	一部適用	令和4年3月31日以前(市の条例の施行前)に着手した事業した既存事業については、県の条例で定める <b>手続が必要</b> となります。
辰野町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
中川村	一部適用	令和2年9月30日以前(村の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める <b>手続が必要</b> となります。
阿智村	一部適用	令和5年3月31日以前(村の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める <b>手続が必要</b> となります。
平谷村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
根羽村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
豊丘村	一部適用	令和5年3月31日以前(村の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める <b>手続が必要</b> となります。
木曾町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
木祖村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
大桑村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
松本市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
安曇野市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
朝日村	一部適用	令和元年12月17日以前(村の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める <b>手続が必要</b> となります。
大町市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
池田町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
松川村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
白馬村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。